

論 説

年金制度の現状と今後の課税のあり方について

前税務大学校研究部主任教授

鳴 島 安 雄

◆SUMMARY◆

わが国の年金制度は一般に、「公的年金」、「企業年金」及び「私的年金」に区分されている。また、公的年金のうち、全国民に共通の国民年金を「一階部分の年金」に、それに上乗せして支給される厚生年金保険等を「二階部分の年金」に区分し、更に、その上に公的年金を補完するものとして、企業年金等を「三階部分の年金」に、個人年金保険等を「私的年金」に階層別に区分することができる。

本稿は、国民に提供されている様々な年金制度とその税制上の取扱いについて概観するとともに、年金制度を巡り生じてきている問題を踏まえ、公的年金を補完すべき年金制度とその課税のあり方についての方向性を探ったものである。

(税大ジャーナル編集部)

目 次

はじめに	80
1 年金制度の概観	81
2 年金税制の概要	82
3 年金課税のあり方の論点	82
(1) 高齢化社会の進展等	82
(2) 企業年金を取り巻く状況の変化	84
(3) 老後に備えるための資産形成の促進への動き等	85
(4) 今後の年金制度とその課税のあり方	86
(別紙1) 年金制度のイメージ	90
(別紙2) 年金税制の概要	91
(別紙3) 個人年金積立金勘定(仮称)非課税制度の試案	92
(参考資料) 年金制度と年金課税の概要	93

はじめに

年金と一口でいっても私たちのまわりには様々なものがある。

わが国の年金制度は、大きく分けて三つに区分されている。第一は国が社会保障の給付として行う「公的年金」である。第二は企業が従業員の定年退職後の生活を図るための「企業年金」である。第三は個人が自らの責任と計画に基づいて老後の所得保障を準備するための「私的年金」である。

また、これらの年金制度を階層的に区分することができる。公的年金のうち全国民に共通の国民年金を「一階部分の年金」、その上に公的年金のうち厚生年金保険等を「二階部分の年金」、更にその上に公的年金を補完するものとして、企業年金等を「三階部分の年金」に、個人年金保険等を「私的年金」に、階層別に区分できる。

公的年金等に対する課税の基本的仕組みについては、原則として、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税とされ、特に、給付時課税については、昭和 62 年 9 月の税制改正において、従来、公的年金等を給与等とみなして課税されていたものが、公的年金等に係

る雑所得として課税することとされ、現在に至っている。

近年、年金制度及びその課税の取扱いを巡り、次のように大きく変化してきている。

第一に、高齢化の進展等により、高齢者の社会参画等の増加が見込まれる。また、年金支出などの社会保障給付が経済の伸びを上回って増加するとともに、公的年金受給者の増加や長寿化により現役時の収入と比べると給付水準は低下するものの物価スライドによる上昇に伴い一人一人の公的年金給付額は増加していくことが予想されている。

第二に、高齢期の生活の多様化や雇用の流動化に加え、経済運用環境の低迷等、企業年金を取り巻く情勢が大きく変動したこと等を背景に、確定給付企業年金法や確定拠出年金法が平成 13 年に制定された。その後、企業年金の通算措置が講じられ、個人の年金資産の持ち運びの選択肢が拡大された。更に、平成 21 年度税制改正案において、確定拠出年金の拠出限度額の引上げ及び企業型年金の加入者のマッチング拠出を認めることとされている(なお、確定拠出年金(企業型年金と個人型年金で企業年金がない場合)の拠出限度額

については、平成 21 年 7 月の確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令(平成 21 年政令第 193 号)において、引上げが行われており平成 22 年 1 月 1 日から施行することとされている。また、企業型年金の加入者のマッチング拠出を認めること等を内容とする「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(平成 21 年 3 月 6 日国会提出)」は、審議未了により廃案とされている。)

第三に、金融所得課税の一体化を進める中で、国民の老後に向けた備えを支援するための投資や社会保障制度を補完するための保険など、自助努力による資産形成を促す動きがある⁽¹⁾。

そこで、本稿⁽²⁾では、国民に提供されている様々な年金制度とその税制上の取扱いについて概観するとともに、公的年金等控除の水準が高いため十分な課税がなされていないというわが国の年金税制の現状を踏まえ、年金制度とその課税のあり方についての方向性を探ることとする。

なお、データは原則として本稿執筆時(2009 年 3 月)のものである。

1 年金制度の概観

わが国の公的年金制度は、独自の歴史的な背景、経緯を持った職域等に基づく様々な制度があり、それぞれその要件、掛金負担・給付水準、支給開始年齢などの設計が制度ごとに異なっていた。このような、いわば、縦割りの制度においては、制度ごとの不均衡感等の問題のほか、年金受給者と現役の被保険者との人数比が激変するなどにより制度の不安定化は避けられないと考えられていた。また、制度の成熟による加入期間の長期化等により給付水準、負担水準がともに上昇し、現役サラリーマンと年金受給者の間の世代間のアンバランスが生じることも懸念されてきたところである。このような状況を踏まえ、昭和 60

年の公的年金制度の改革において、公的年金の一元化への第一歩として、従来自営業者等を対象とし、厚生年金、国家公務員等共済組合等の被用者年金(共済年金)の補完的性格を強く有していた国民年金法を全面的に改組して国民に共通する最も基本的な年金制度とし、老齢を給付事由とするものとして老齢基礎年金(いわゆる「一階部分」の年金)を支給することとされた⁽³⁾。

これに併せて、厚生年金、共済年金については、その設計の基本的考え方を統一した上で、国民年金法に基づく老齢基礎年金の上積み(いわゆる「二階部分」の年金)として支給することとされた(原則として昭和 61 年 4 月 1 日以後に裁定された年金から適用)。このほかにも、二階部分の年金として自営業者等を対象に、国民年金基金又は農業者年金基金からの年金及び小規模企業共済に係る分割共済金制度がある。

更に、これらを補完する年金として、厚生年金基金、確定給付企業年金などのように外部拠出性(社外積立)の年金や過去の勤務に基づいて使用者であった者から支給される年金(自社年金)として、いわゆる「企業年金」があるほか、事業主が従業員のために予め定められた掛金を拠出しそれを従業員が運用してその積立金を年金として給付する等の確定拠出年金がある。また、中小企業の従業員を対象とした退職金制度でその退職金を分割払の方法により支給されるものなどがある。これらの年金給付は、国民年金法の老齢基礎年金(一階部分の年金)と厚生年金保険法の老齢厚生年金等(二階部分の年金)をも受給することになることから、その給付はいわば「三階部分」の年金といわれるものである。

また、個人が任意に生命保険契約や生命共済契約等に基づいて掛金を拠出して将来年金の給付を受ける個人年金保険等や勤労者が勤務先を通じて行った財産形成年金貯蓄についてその利子等が非課税とされる勤労者財産形

成年金貯蓄などの私的年金制度がある。

これらの年金制度を概観すると、(別紙1)の「年金制度のイメージ」に示すとおりである。なお、その詳細については、参考資料の「年金制度と年金課税の概要」を参照されたい。

2 年金税制の概要

わが国の公的年金等(一階部分、二階部分及び三階部分の年金が対象)に対する税制の取扱いについては、原則として、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税とされている。

すなわち、拠出時については、事業主が掛金等を拠出したときは、従業員の給与とされず、その事業主の損金(必要経費)に算入されている。また、従業員が掛金等を拠出したときは、その全額を所得控除とする社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除の対象、あるいはその一部を所得控除とする生命保険料控除の対象とされている。

また、年金資産の運用時については、原則として課税されていない。ただし、企業年金については、その積立金は年金等受給時まで課税が繰延べられる場合には何らかの負担を求めてもよいとの考え方⁽⁴⁾から、その積立金に対しては法人特別税を課税することとされているが、平成24年3月31日までに終了する事業年度について課税が停止されている。

給付時における公的年金等に対する課税については、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた残額を公的年金等に係る雑所得として課税することとされているが、公的年金等控除額の水準が高いことから十分な課税がなされていない現状にある⁽⁵⁾。この課税方式については、昭和60年の公的年金制度の改革として、全国民に共通する老齢基礎年金(いわゆる「一階部分」の年金)を支給する制度の見直しに伴い、昭和62年9月の税制改正(昭和62年9月法律第96号)において見直されたものである。

改正前は、公的年金等(65歳以上の者には老年者年金特別控除を適用)について、給与等とみなして他の給与収入と合算して給与所得(給与所得控除が適用される)として課税されていたが、改正後は、公的年金等に係る雑所得として課税することとされた⁽⁶⁾。

なお、各種の社会保障制度、共済制度に基づく一時金、企業年金制度に基づく退職一時金その他これに類する一時金で退職により支給されるものは、退職手当等とみなして退職所得(退職所得控除が適用される)として課税されている⁽⁷⁾。

また、私的年金については、勤労者財産形成年金貯蓄のように勤労者が勤務先を通じて行った財産形成年金貯蓄についてその利子等が非課税とされるほか、掛金段階で生命保険料控除の対象(税制適格要件を満たすものは一般の生命保険料控除と別枠で個人年金保険料控除の対象)とされる個人年金保険等がある。

年金に対する課税制度を概観すると、(別紙2)の「年金税制の概要」に示すとおりである。なお、その詳細については、参考資料の「年金制度と年金課税の概要」を参照されたい。

3 年金課税のあり方の論点

(1) 高齢化社会の進展等

① 高齢化社会の進展

イ 高齢者人口(65歳以上)は、平成19年には過去最高の2,746万人(平成18年2,660万人)となり、総人口に占める割合も21.5%(平成18年20.8%)と、初めて21%を超えて、5人に1人は高齢者となっている。わが国の平均寿命は年々延伸しており、男女とも今後高齢期が長くなっていくと予想されている。今後の高齢者人口は、いわゆる団塊の世代(昭和22年(1947)から昭和24年(1949)に生まれた者)が65歳に到達する平成24年(2012)には

3,000 万人を超え、平成 25 年 (2013) には高齢化率が 25.2%で 4 人に 1 人となる。このように、高齢化率は上昇を続け、生産年齢人口 (15 歳～64 歳) の割合が低下していくことは、社会的な扶養力が急速に弱

まっていくことを示しており、今後は、社会の活力の維持・確保のため、高齢者などの一層の社会参画等が求められていくものと考えられる。

(参考)収入金額に対する給与所得控除額と公的年金等控除額の比較

収入金額	給与所得控除額	公的年金等控除額	
		65歳未満の者	65歳以上の者
円	(控除割合: %)	(控除割合: %)	(控除割合: %)
500,000	500,000円 (100.0)	500,000円 (100.0)	500,000円 (100.0)
1,000,000	650,000円 (65.0)	700,000円 (70.0)	1,000,000円 (100.0)
1,500,000	650,000円 (44.3)	750,000円 (50.0)	1,200,000円 (80.0)
2,000,000	780,000円 (39.0)	875,000円 (43.8)	1,200,000円 (60.0)
2,500,000	930,000円 (39.0)	1,000,000円 (40.0)	1,200,000円 (48.0)
3,000,000	1,080,000円 (36.0)	1,125,000円 (37.5)	1,200,000円 (40.0)

○ モデル年金額と課税最低限の比較

		基礎年金分	報酬比例分	
モデル年金額	夫	79.2	120.7	199.9万円
	妻	79.2		79.2万円

(注) モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦(妻は専業主婦)の受取る年金額(18年度物価スライド実施後)である。

課税最低限

年金受給者	基礎 38.0	配偶者 48.0	公的年金等控除120.0 うち老年者特別加算50.0	社保 10.1	216.1万円
	給与所得者	基礎 38.0	給与所得控除 65.0	社保 15.6	156.6万円

- (注) 1. 年金受給者の課税最低限については、夫:65歳以上・妻70歳以上の者として計算している。
 2. 専業主婦の年金収入(モデル基礎年金79.2万円)を含めると、課税されない世帯収入は295万円となる。これと同額の給与所得者の所得税負担は4.2万円となる。

ロ こうしたことから、今後の高齢者の姿は、年金受給者として公的年金等を受給しつつ給与所得を得ている者が増大していくものと考えられる。このことから、高齢者の中には、年金所得による公的年金等控除⁽⁸⁾と給与所得による給与所得控除⁽⁹⁾の双方の控除が適用されることとなり、同額の収入を得る同世代内あるいは現役サラリーマンとの世代間における負担の不公平を生じさせており、高い水準にある給与所得控除の見直しと併せて、公的年金等控除のあり方を見直す必要がある。この点について、平成 19 年 11 月の税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」の答申(14 頁)では、「少子高齢化に伴い、年金を受給しつつ就労の機会を持つ者が増加してきており、年金以外に高額な給与を得ているケースも見受けられる。このような場合については、現行の公的年金等控除について、世代間・世代内の公平性の観点から適正化を図ることを考慮すべきである」と指摘している。

② 社会保障費の増大

イ 平成 21 年度予算(当初案)における社会保障関係費は 24.8 兆円(前年度予算比 3.1 兆円増)となっており、一般会計歳出総額 88.5 兆円の約 3 割(28.0%)を占めている。平成 10 年度から平成 20 年度までの 10 年間の一般会計歳出全体の伸びはマイナス 0.02%で 1.3 兆円の減少となっている中であって、社会保障関係費以外の一般歳出はマイナスとなっているものの、社会保障関係費はプラス 38.9%で 6.1 兆円の増加となっている⁽¹⁰⁾。

今後、団塊世代が高齢者となる等、年金受給者や 75 歳以上の後期高齢者が増加していくに伴い、年金、医療、介護など社会保障費は、今後も増加すると見込まれている⁽¹¹⁾。持続可能な社会保障制度を構築するためにも、世代間の公平化を図り、給付と負担のバランスを確保する必要がある。

ロ また、平成 16 年年金制度改革(平成 16 年法律第 104 号)において、公的年金について、給付と負担の見直しが行われている。給付水準については、年金額は増加するものの、年金受給年齢 65 歳で現役サラリーマン世帯の平均的所得の 59.3%と 6 割程度の水準であったものが、平成 35 年度(2023 年度)以降は 50.2%と 5 割程度まで低下するものと推計されている⁽¹²⁾。また、保険料負担については、平成 16 年(2004 年)10 月から毎年 0.354%増加し、平成 29 年度(2017 年度)以降は 18.30%となる。また、国民年金は平成 17 年(2005 年)4 月から毎年月額 280 円増加し、平成 29 年度(2017 年度)以降国民年金は 16,900 円となることとされている。

一方、年金受給者が増大していく中で、一人当たりの年金受給額が増加するものの公的年金(国民年金や厚生年金等)の給付水準は低下していくことから、今後、公的年金を補完すべき企業年金や私的年金等の充実が一層求められていくものと考えられる。特に、公的年金の支給開始年齢が、段階的に引き上げられており原則 65 歳からとなることから、60 歳から 65 歳までの間の老後に備えることが重要になっていくものと考ええる。

(2) 企業年金を取り巻く状況の変化

イ 近年、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化や日本型雇用形態の崩壊等による雇用の流動化に加え、経済運営環境の低迷など社会経済情勢が大きく変化し、特に企業年金を取り巻く情勢が大きく変動してきた。こうした状況の中、企業年金である適格退職年金制度は、積立基準などの受給権保護規定がないことや企業の倒産時には年金の積立不足が生じている事例が多く見受けられた。また、厚生年金本体と連動して代行部分の給付を行う厚生年金基金においては、企業経営が悪化する中において基金

の財政運営が困難となるなど民間企業に加重な負担を強いている等の問題点が指摘されていたことから、平成 13 年に確定給付企業年金法や確定拠出年金法が創設された。これらの法律においては、加入者の受給権保護を図るほか、確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型の確定拠出年金との給付義務の承継及び転職の際の年金資産の移管の方法を定め労働移動へ対応することとされた。その後、企業年金の通算措置が講じられ、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金及び企業年金連合会の間で、個人の年金資産の持ち運びの選択肢が拡大された。

更に、平成 21 年度税制改正案においては、確定拠出年金（企業型年金と個人型年金で企業年金がない場合）について、掛金の拠出限度額を引き上げるとともに、企業型年金において、掛金拠出限度額の範囲で、事業主の拠出額と同額まで加入者が掛金を拠出（いわゆるマッチング拠出）できることを認め、その拠出額の全額を所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とすることとされている。

- ロ この三階部分の年金制度においては、企業年金を実施するかどうかは事業主の任意であり、複数の年金制度を実施している事業主がいる一方で、三階部分の年金制度を実施できない中小・零細な事業主も存在する。これらの事業主に使用される従業員間には、年金受給額に差が生じるほか、確定拠出年金のようにそもそもこの制度の対象外となる者が存在するなど不平等が生じている。

また、退職後の所得保障に備えるための退職年金といっても、本人の選択により、退職一時金としてその全額又は一部の支給を受けることも可能となっていることから、税制上有利となるかどうかを勘案して年金又は退職一時金を選択して、公的年金等控

除と退職所得控除の双方を適用している実態がある⁽¹³⁾。このように支給実態に影響を与えているような税制は、中立性を阻害しており、そのあり方を見直しする必要がある。

更に、平成 21 年度税制改正案では、確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が引き上げられたうえ、従業員のマッチング拠出（全額所得控除）が認められることとされている。確定拠出年金制度が、高齢期の所得保障を目的とするものであるとしても、今回の改正のように全額所得控除を受けた資金を従業員自ら拠出して、これを自らが運用して得た年金資産は、拠出時に税制優遇等の恩典を受けた貯蓄（高所得者ほど有利な所得控除による税制という一種の金利を上乗せした優遇貯蓄）であると言わざるを得ず、私的年金更には他の貯蓄商品と差別化することが一層困難であり、個人の資産形成手段に対する中立性の観点から、課税のバランスを確保する必要がある。

このように企業年金等の三階部分の年金制度においては、社会経済情勢等を背景に、各年金制度において縦割的に様々な制度改正が行われ、これに対応して税制上の措置についても他の制度とのバランス等を踏まえ改正が行われてきたところであるが、徐々に年金制度間のバランスが崩れ、年金（退職金）制度の体系が大きく変化している状況の中で、縦割り的な各年金制度から支給される年金たる給付（分割払い給付）や一時金給付が、公的年金等控除や退職所得控除の対象とされていることが、果たして適切な課税が確保されているといえるのかどうか検討する必要があると考える。

(3) 老後に備えるための資産形成の促進への動き等

金融所得課税の一体化を推進している中で、老後の資産形成や社会保障を補完するための自助努力を支援する措置が講じられようとし

ている⁽¹⁴⁾。

すなわち、平成 21 年度税制改正案において、現下の厳しい経済金融状況等を踏まえ、経済対策・生活対策という名の下に、様々な減税措置が講じられている。その中で、①上記(2)ロで述べた確定拠出年金制度において、従業員も掛金拠出ができるいわゆるマッチング拠出の導入等の措置に加え、②金融所得課税の一体化の取り組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から少額の上場株式等の投資のための非課税措置を創設⁽¹⁵⁾するとともに、③生命保険料控除に新たに介護医療保険料控除を創設⁽¹⁶⁾することとされている。これらの措置は、社会保障を補完し、老後の資産形成に向けて自助努力等を支援するという点では共通の課題であるにもかかわらず、企業年金等の三階部分の年金制度間における整合性や私的年金を含めた国民の資産形成への中立性の観点等を検討せず、統一した理念のないまま、縦割りの政策的な政策要請に基づいてパッチワーク的に講じられるものと言わざるを得ない。

(4) 今後の年金制度とその課税のあり方

これまで述べたように、年金制度を巡る状況は大きく変化しており、種々の問題が生じている。こうした問題に対処するため、公的年金の水準の現状や企業年金制度間のバランスにも配慮しつつ、企業年金等を実施できる事業主と実施できない事業主それぞれに雇用される従業員間の公平を確保する、あるいは個人の資産形成手段としての貯蓄商品等に対する中立性を確保する等の観点から、新たに老後の資産形成に向けた自助努力を支援するため、国民に共通した制度として、個人が課税済みの所得を積み立て、その積立金から生ずる利子・配当・差益等を非課税とし高齢期において定期に一定額を受け取ることができる「個人年金積立金勘定（仮称）非課税制度（別紙3）参照）」の創設を提案したい。

なお、新たな制度の創設に当たっては、そ

の事業主に使用される従業員が掛金を拠出することが可能な企業年金（確定給付企業年金・確定拠出年金等）等三階部分の制度を純粋な年金制度又は退職金制度に見直すとともに、財産形成年金貯蓄や個人年金保険の私的年金の制度及び平成 24 年から実施が予定されている少額の上場株式等投資のための非課税措置を発展的に解消して、新たな非課税措置として、これらの制度において個人が積み立てた個人別管理資産を移管できる措置を早急に検討すべきであると考ええる。

(14) 金融庁から平成 21 年度税制改正要望として「小口の継続的長期投資非課税制度」、「高齢者投資非課税制度」や「確定拠出年金制度の充実」が財務省に提出され、平成 21 年度税制改正において、小口の継続的長期投資非課税制度の創設及び確定拠出年金制度の拡充が図られている。

また、2008 年 10 月金融税制研究会の「金融所得一体課税～個人金融資産 1,500 兆円の活用に向けて～」32～35 頁において、国民の資産形成を支援する新たな税制の導入が提言されている。

更に、平成 21 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党：平成 20 年 12 月 12 日）の検討事項において、年金（退職金）制度について、次のとおり指摘されている。

- ① 企業年金、確定拠出年金等に係る税制については、年金制度改革の議論等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金等における拠出の実態、各制度間のバランス及び公的年金との関連、ポータビリティ拡充に向けた環境整備の必要性、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、拠出・運用・給付段階を通じた課税のあり方について抜本的な見直しを行う。この見直しと併せて、個人型確定拠出年金の対象者のあり方についても、引き続き検討を行う。
- ② 小規模企業共済制度及び中小企業退職金共済制度の加入者の範囲の見直しについては、今後、各制度における加入対象者の範囲の見直しが行われる際には、新規加入者の制度上

の位置付け等を勘案し、その掛金等の税制上の取扱いについて措置する。

- (2) 本稿においては、「企業年金に関する基礎資料」(企業年金連合会、平成 20 年 12 月)、「年金税制」日税研論集 37 号(日本税務研究センター、1997)、武田昌輔監修「コンメンタール所得税法」第 2 巻、第 4 巻(第一法規)、渡邊博史ほか「国税関係の改正について(所得税法及び租税特別措置法の一部改正(所得税減税・利子課税・土地税制等)について」・横江義一」(税務弘報 1987 年 12 月 Vol35 No13、46 頁～60 頁中央経済社)を参照した。

- (3) 渡邊博史ほか・前掲注(2) 50 頁～51 頁。

- (4) 税制調査会昭和 61 年 10 月「税制の抜本的見直しについての答申」44 頁では、「企業年金は企業の任意の判断により拠出額や年金給付水準を定めうる性格のものであることを考えれば、受給時までの課税繰延べを認める場合にその繰延べについて何らかの負担を求めてよいと考えられる。」と指摘されている。

- (5) アメリカやイギリスでは、公的年金に対しても拠出時・給付時のいずれかの段階で確実に課税されている。また、アメリカの企業年金は、拠出時においては、被用者負担分は原則として所得控除は認められていない。ただし、401(k)プランは 15,500 ドルを限度として課税繰延べが認められている。給付時は、日本のような公的年金等控除はなく、給付額から本人掛金分を控除されている。ただし、課税繰り延べされた被用者分は給付額から控除されず、全額課税とされている(財務省資料から)。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/syotoku.htm>

- (6) 昭和 62 年 9 月の税制改正前は、公的な社会保険又は共済の制度から支給される年金(公的年金)や適格退職年金等のような外部拠出制の企業年金については、これを給与等とみなして所得税法が適用されていた。これらの公的年金等を給与等とみなすこととされていたのは、昭和 32 年度の税制改正において、当時の国家公務員共済組合制度等の発足を踏まえ、これらの制度から支給される公的年金は、形式的には使用者から支給されるものではないが、給与所得者であった者が過去の勤務に関連して受ける給付という性格を有し、その給付の原資の大部分は、

過去にその者の使用者が使用者としての立場で払い込んだ掛金や保険料であることから、その給付の実質は、もとの使用者から支給される退職年金と同様に、給与等に類するものと考えられたことによるものであった。その後、社会保険制度の拡充に伴い、公的年金等制度が、公務員やサラリーマンなどの被用者以外の者にも広げられ、昭和 34 年には国民年金法が、昭和 45 年には農業者年金基金法が制定された。これらの年金は、被用者年金とは異なり給与所得との類似性は少ないものの、国民年金制度が厚生年金や国家公務員等共済制度と並んで我が国社会保険制度の基幹をなすものであり、これらの間のバランスやその担税力といった点で被用者年金と同様に給与所得に準じて課税することが適当であると考えられていたため、やはり給与等とみなすこととされた旨と説明されている(渡邊博史ほか・前掲注(2) 46 頁～47 頁)。

しかしながら、公的年金等に対する課税上の取扱いについては、昭和 61 年 10 月の税制調査会の「税制の抜本的見直しについて」の答申 43 頁～44 頁で、「給与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものである。したがって、必ずしもこのような事情が認められない公的年金について、給与所得控除を適用することは合理的ではないと考える」と指摘した上で、「公的年金は、通常、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするため公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要とされる事情があると認められる」と指摘している。こうした考え方から、従来の給与所得控除及び老年者年金特別控除に代えて新たに公的年金等控除の仕組みが設けられた。

- (7) 退職所得について、ある金員が所得税法 30 条 1 項にいう「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与」に該当するというためには、それが、①退職すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されること、②従来の継続的な勤務に対する報償ないしその

間の労務の対価の一部の後払の性質を有すること、③一時金として支払われることの、各要件を備えることが必要であり、また、同項にいう「これらの性質を有する給与」に当たるというためには、それが、形式的には、当該各要件のすべてを備えていなくても、実質的にみてこれらの要件の要求するところに適合し、課税上、「退職により一時に受ける給与」と同一に取り扱うことを相当とするものであることを必要とすると解されている(最高裁昭和 58 年 9 月 9 日第二小法廷判決・民集 37 卷 7 号 962 頁、同昭和 58 年 12 月 6 日第三小法廷判決・裁判集民事 140 号 589 頁参照)。そして、所得税法 31 条が、同条に規定する一時金等を退職手当等とみなす旨規定している趣旨は、同法 30 条に規定する退職手当等が、退職したことに基因してその退職した勤務先から一時に支給されるものであるのに対し、同法 31 条に規定する各種の社会保険等の制度に基づく一時金等は、退職した勤務先以外の者から支給される点で異なるものの、給与所得者であった者が過去の勤務に基づいて支給される点や、その給付の原資も元の雇用主から支給される退職一時金と異なることから、同条により、各種の社会保険等の制度に基づく一時金等を退職手当等とみなし、税法上、退職所得として取り扱うことを規定しているものと解されている(平成 18 年 7 月 12 日裁決・裁決事例集 NO.72 132 頁)。

- (8) 公的年金等控除の額は、公的年金等の収入金額に応じて次により計算される。(1)年齢 65 歳未満の場合 ①収入金額 130 万円以下＝70 万円(収入金額が 70 万以下の場合はその収入金額)、②収入金額 130 万円超 410 万円以下＝収入金額×25%+37.5 万円、③収入金額 410 万円超 770 万円以下＝収入金額×15%+78.5 万円、④収入金額 770 万円超＝収入金額×5%+155.5 万円、(2)年齢 65 歳以上の場合 ①収入金額 330 万円以下＝120 万円(収入金額が 120 万以下の場合はその収入金額)、②収入金額 330 万円超 410 万円以下＝収入金額×25%+37.5 万円、③収入金額 410 万円超 770 万円以下＝収入金額×15%+78.5 万円、④収入金額 770 万円超＝収入金額×5%+155.5 万円。
- (9) 給与所得控除の額は、給与等の収入金額に応じて次により計算される。①収入金額 162.5 万

円以下＝65 万円(収入金額が 65 万以下の場合はその収入金額)、②収入金額 162.5 万円超 180 万円以下＝収入金額×40%、③収入金額 180 万円超 360 万円以下＝収入金額×30%+18.0 万円、④収入金額 360 万円超 660 万円以下＝収入金額×20%+54.0 万円、⑤収入金額 660 万円超 1,000 万円以下＝収入金額×10%+120.0 万円、⑥収入金額 1,000 万円超＝収入金額×5%+170.0 万円。

- (10) 平成 10 年度は決算額、平成 20 年度は当初予算額である。
- (11) 平成 20 年 11 月 4 日の社会保障国民会議の最終報告では、社会保障の機能強化のため追加的に必要な国・地方を通じた公費負担について、基礎年金について現行社会保険方式を維持した場合に、消費税率換算で 2015 年に 3.3～3.5%程度、2025 年に 6%程度(基礎年金国庫負担割合を 1/3 から 1/2 に引き上げるために必要な費用を含む)との試算が示されている。また、年金・医療・介護・少子化対策に係る公費負担は、2008 年度:27.0 兆円、2015 年度:43.5～44.3 兆円(機能強化分を含む)と試算されている。
- (12) 平成 16 年年金改正制度に基づく財政見直し等(厚生労働省年金局「厚生年金・国民年金 平成 16 年財政再計算結果」(平成 17 年 3 月))。この財政見直し等において、公的年金の給付水準を示す指標として所得代替率が使用されている。この所得代替率は、厚生年金に加入していたモデル世帯の標準的な年金額が現役世代男性の平均的な手取り賃金の何%に当たるかを示した値であり、例えば、夫のみ就労の平均的な夫婦世帯の平成 16 年(2004 年)水準の所得代替率は 59.3%(年金月額 23.3 万円÷手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値) 39.3 万円)が、平成 37 年(2025 年)水準の所得代替率は 50.2%(年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値で、年金月額 23.7 万円÷手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値) 47.2 万円)と、所得代替率は低下するが、年金額は増加すると推計されている。

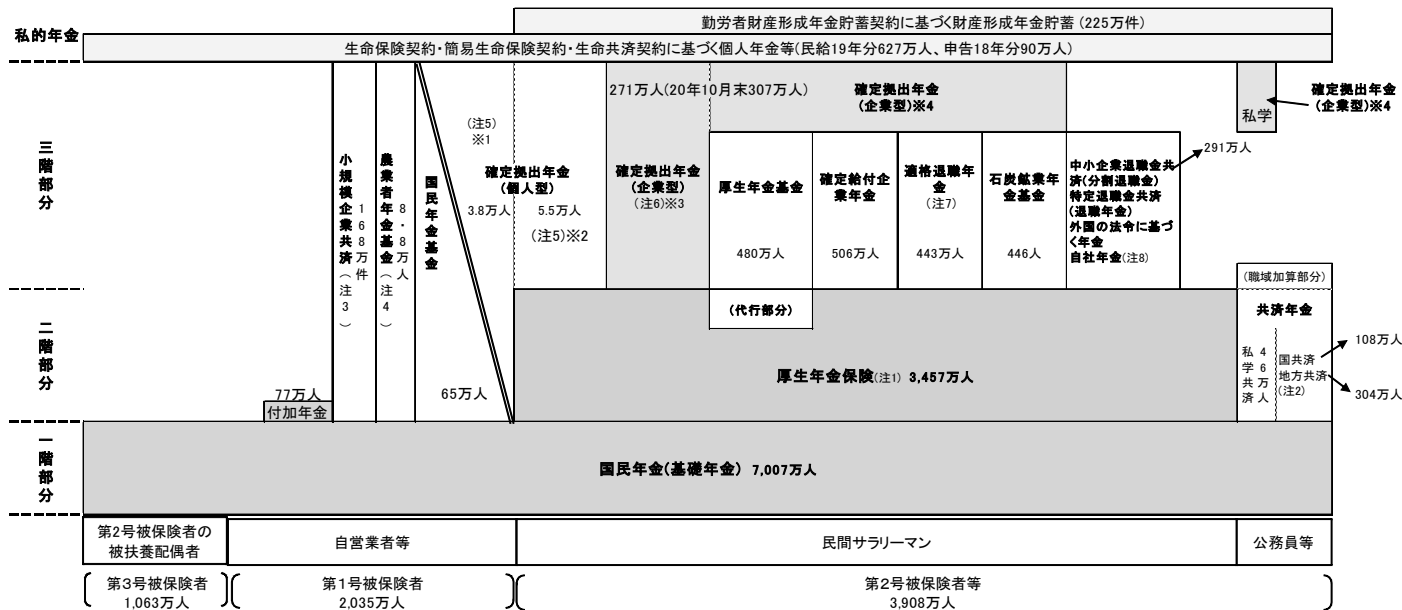
<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/04/04-01.html>

- (13) 厚生年金基金のうち、加算型の基金における加算部分の一時金選択率は、平成 18 年度 59.2%、平成 19 年度 51.2%と半数を超えている(企業年金連合会「企業年金実態調査」による)。

- (14) 平成 21 年度税制改正案のほか、前掲注(1)で示したように国民の資産形成を支援するための措置や年金(退職金)制度の対象者の見直し等を求める動きがある。
- (15) 少額の上場株式等投資のための非課税措置は、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る軽減税率（7%（住民税とあわせて 10%））が廃止（軽減税率の適用期限は平成 23 年 12 月 31 日）され、本則税率（15%（住民税とあわせて 20%））が実現される際に創設するとされており、その骨子は、次のとおりである。また、今後、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の詳細について更に検討を進めるとされている（平成 21 年度税制改正の要綱（平成 21 年 1 月 23 日閣議決定）9 頁～10 頁）。
- ① 居住者等（満 20 歳以上の者に限る。）は、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるものとする。
 - ② 非課税口座とは、本措置の施行の日から 5 年内の各年において開設する③の非課税措置の適用を受けるための口座（一の年につき一口座に限る。）で、その口座を開設した日からその年 12 月 31 日までに取得をする上場株式等（その取得対価の額の合計額が 100 万円に達するまでのものに限る。）のみを受け入れることとされているものをいう。
 - ③ 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては、所得税を課さないこととする。
- (16) 介護医療保険料控除の創設は、平成 24 年分の所得税から、生命保険料控除を改組し、生命保険契約等のうち介護(費用)保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、4 万円の介護医療保険料控除として創設する。なお、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額についてもそれぞれ 4 万円とするとされている（平成 21 年度税制改正の要綱（平成 21 年 1 月 23 日閣議決定）10 頁）。

(別紙 1)

年金制度のイメージ



(注1) 厚生年金保険のほか、①国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律34号)第5条(船員保険法の一部改正)の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく年金、②厚生年金保険法附則28条(指定共済組合の組合員)に規定する共済組合が支給する年金がある。

(注2) 共済年金のほか、①恩給、②旧令による共済組合等から年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律256号)第3条1項(旧陸軍共済組合及び共済協会の権利承継)、第4条1項(外地関係共済組合に係る年金の支給)又は第7条の2第1項(旧共済組合員に対する年金の支給)の規定に基づく年金、③厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律101号)附則の規定又は同法1条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合の規定に基づく年金、④地方公務員等共済組合法第11章の規定に基づく地方議会議員の年金等がある。

(注3) 小規模企業共済制度の加入者は、小規模の個人事業主及び小規模会社や中小企業団体の役員である。

(注4) 旧農業者年金基金法に基づく農業者老齢年金を含む。

(注5) 国民年金基金の加入者は、個人型の確定拠出年金に加入できる。また、厚生年金保険の適用事業所の事業主が、確定給付型企业年金も企業型の確定拠出年金も実施していない場合には、その事業所の使用される従業員は個人型の確定拠出年金に加入できる。

(注6) 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度等を実施している厚生年金保険の適用事業所の事業主は、企業型の確定拠出年金を実施することができる。

(注7) 適格退職年金は、平成14年3月31日をもって廃止されている。ただし、既存の適格退職年金契約については、平成24年3月31日までに限り、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金及び中小企業退職金共済制度へ移行することができる。

(注8) 自社年金は、過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金である。

(注9) 確定拠出年金の拠出額は、個人型の確定拠出年金にあっては、国民年金基金の場合(※1)の加入者の拠出額は月額68,000円(年額816,000円)から国民年金基金の掛金等を控除した額、確定給付型企业年金も企業型の確定拠出年金も実施していない場合(※2)の加入者の拠出額は月額18,000円(年額216,000円)[21年度改正:月額23,000円(年額276,000円)]であり、企業型の確定拠出年金にあっては、確定給付型企业年金を実施していない場合(※3)の事業主の拠出額は月額46,000円(年額552,000円)[21年度改正:月額51,000円(年額612,000円)]、確定給付型企业年金を実施している場合(※4)の事業主の拠出額は月額23,000円(年額276,000円)[21年度改正:月額25,500円(年額306,000円)]である(平成21年7月政令第193号による拠出限度額の引上げは、平成22年1月1日から施行)。なお、21年度改正案(企業年金等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(平成21年3月6日国会提出))において、企業型の確定拠出年金において、拠出限度額の範囲内で事業主と同額までの個人拠出(マッチング拠出)を認めることとされていたが、同法律案は審議未了により廃案とされている。

(注10) 加入者等の数は、平成20年3月末の数値である。ただし、共済年金は、平成19年3月末の数値である。(企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」(平成20年12月)による。)

(別紙2)

年金税制の概要

区 分			拠出時(掛金)		給付時			運用時
			事業主負担部分	本人負担部分	年金課税(分割払い)(注1)		一時金課税 (一時払い)(注1)	
					公的年金等 控除の適用 の有無	所得計算		
1 階 部 分	国民年金 (基礎年金)		—	社会保険料控除	有	・老齢基礎年金・付加年金(給 付額－公的年金等控除) ・障害基礎年金:非課税		—
2 階 部 分	厚生年金保険		・給与とされない。 ・事業主の損金(必要 経費)に算入 (国民年金の基礎年 金部分を含む)	社会保険料控除 (国民年金の基礎 年金部分を含む)	有	・老齢厚生年金 (給付額－公的年金等控除) ・障害厚生年金:非課税		—
	共 済 年 金	国家公務員	・給与とされない。 ・事業主の損金(必要 経費)に算入 (国民年金の基礎年 金部分を含む)	社会保険料控除 (国民年金の基礎 年金部分を含む)	有	・退職共済年金 (給付額－公的年金等控除) ・障害共済年金:非課税		—
		地方公務員等						
		私立学校教職員						
	国民年金基金		—	社会保険料控除	有	・老齢年金 (給付額－公的年金等控除)		—
	農業者年金基金		—	社会保険料控除	有	・農業者老齢年金・特例付加 年金(給付額－公的年金等控 除)		—
3 階 部 分	小規模企業共済		—	小規模企業等掛金 控除	有	・分割共済金 (給付額－公的年金等控除)		・事業廃止等による共済金・解約手当 金、65歳となったことによる解約手 当金・退職所得(退職所得控除の有) ・不正請求や掛金の怠納解約による 解約手当金・一時所得
	厚生年金基金		・給与とされない。 ・事業主の損金(必要 経費)に算入	社会保険料控除	有	・老齢年金(給付額－公的年金 等控除) ・障害年金:非課税		・脱退一時金、選択一時金:退職によ るものは退職所得(退職所得控除の 有)、退職以外のものは一時所得 ・障害一時金:非課税
	確定給付企業年金		・給与とされない。 ・事業主の損金(必要 経費)に算入	生命保険料控除	有	・老齢給付金(給付額－加入 者負担の掛金総額－公的年金 等控除) ・障害給付金:非課税		・老齢給付金、脱退一時金:退職によ るものは退職所得(退職所得控除の 有) ・脱退一時金:退職によるもの(加入 者負担掛金控除後の額)は一時所得 ・障害給付金(一時金):非課税
	適格退職年金 (注3)		・給与とされない。 ・事業主の損金(必要 経費)に算入	生命保険料控除	有	・退職年金(給付額－受益者 等負担の掛金総額－公的年金 等控除)。ただし、承認取消 しの契約又は要件違反による 年金給付は公的年金等控除 の適用無し		・退職一時金:退職によるもの(受益 者等負担掛金控除後の額)は退職所 得。ただし、承認取消しの契約又は 要件違反による一時金給付(受益者 等負担掛金控除後の額)は一時所得
	石炭鉱業年金基金		・給与とされない。 ・事業主の損金(必要 経費)に算入	—	有	・坑内員等老齢年金(給付額 －公的年金等控除)		・坑内員等脱退一時金:退職による ものは退職所得
	確 定 拠 出 年 金	企業型年金	・給与とされない。 ・事業主の損金(必要 経費)に算入	((注4)小規模企業 共済等掛金控除)	有	・老齢給付金(給付額－公的 年金等控除) ・障害給付金:非課税		・老齢給付金(一時金):退職所得 ・脱退一時金・一時所得 ・障害給付金(一時金):非課税
		個人型年金	—	小規模企業共済等 掛金控除	有	・老齢給付金(給付額－公的 年金等控除) ・障害給付金:非課税		・老齢給付金(一時金):退職所得 ・脱退一時金・一時所得 ・障害給付金(一時金):非課税
中 小 企 業 退 職 金 共 済	中小企業退職金共済		・給与とされない。 ・事業主の損金(必要 経費)に算入	—	有	・分割退職金(給付額－公的 年金等控除)		・退職金(一時金):退職所得 ・解約手当金・一時所得
	特定退職金共済		・給与とされない。 ・事業主の損金(必要 経費)に算入	—	有	・退職年金(給付額－公的年金 等控除)		・退職金(一時金):退職によるものは 退職所得、退職以外のもの及び承認 取消しの団体又は要件違反による一 時金は一時所得
私 的 年 金	財形年金貯蓄		—	利子等非課税 (所得控除無し)	無	年金(分割払い)給付(利子等 の非課税)		目的外払い又は不適格事由による 支払・払出し日前5年内の利子等の 遡及課税
	個人年金保険・共済		—	生命保険料控除 (税制適格の場合 は一般の生命保険 料控除と別枠の個 人年金保険料控除 を適用)	無	・年金給付(給付額－本人負 担の掛金総額)		一時金・一時所得

(注1) 遺族に支払われる年金及び一時金に対する税制上の取り扱いが省略されている。

(注2) 適格退職年金については、平成14年3月31日前に締結された適格退職年金契約に基づく退職年金制度であり、平成24年3月31日まで経過措置が設けられている。

(注3) 特例適格退職年金(厚生年金基金に準ずる要件を満たすもの)の積立金については、厚生年金基金水準相当給付に必要な部分までは非課税とされている。

(注4) 平成21年度改正案で、拠出限度内で事業主負担分と同額までのマッチング拠出が認められ、小規模企業共済等掛金控除の対象とされる(なお、マッチング拠出を認める等を内容とする「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(平成21年3月6日国会提出)」は、審議未了により廃案とされている。)

(別紙3)

個人年金積立金勘定(仮称)非課税制度の試案

老後の所得に備えるため、次を骨子とする個人年金積立金勘定非課税制度を創設する。

(1) 対象者

国内に住所を有する個人で年齢が 20 歳以上 65 歳未満の者とする。

(2) 適用要件等

① 個人年金積立金勘定非課税制度を利用する者は、金融機関の営業所等において、その者の氏名、住所、生年月日、名寄せ番号、この非課税制度を受けたい旨等を記載した届出書を、その金融機関の営業所等に提出する。

② 個人年金積立金勘定において、

イ その者が届出書を提出した日の属する年からその者が年齢 65 歳に達する日の属する年までの各年において、

ロ その金融機関との間で締結する契約に基づき、預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金(以下「個人年金積立金」という。)の預入、信託若しくは購入又は払込み(以下「預入等」という。)を行う。

③ 金融機関との間で締結する契約において、

イ その者が預入等をした個人年金積立金の管理・運用を、その預入等をした日から 5 年以上、その者の個人年金積立金勘定において行うこと、

ロ 個人年金積立金の支払は、その者の年齢が 60 歳に達した日の属する年の 1 月 1 日以後でその契約に定める日以後 5 年又は 10 年以上の期間にわたって定期に行うこと等の内容を定めたものとする。

④ その者の個人年金積立金の預入等の額は、他の金融機関の営業所等の個人年金積立金勘定における個人年金積立金の預入等の額と合わせて、その年において、120 万円を限度とする。

(3) 非課税範囲

個人年金積立金勘定において預入等をした個人年金積立金から生ずる利子、収益の分配又は差益等(以下「利子等」という)に対しては、所得税を課さないものとする。

(4) 他の年金制度からの個人資産の移し換え

確定給付企業年金、確定拠出年金、財産形成年金貯蓄及び税制適格個人年金において、その者が拠出した掛金等に相当する個人管理別資産は、この非課税措置の施行後 5 年間に限り、その個人別管理資産を均等に、当該個人年金積立金勘定口座に移し換えることができるものとする。

(注) この措置に伴い、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、税制適格個人年金保険料控除及び財産形成年金貯蓄非課税制度は廃止する。

(5) 要件違反への対応

要件に違反して個人年金積立金が払い出されたときは、その払い出された日以前 5 年間に生じた利子等に対して遡及して課税する。

(参考資料) 年金制度と年金課税の概要

(1) 一階部分の年金

○ 国民年金(国民年金法(昭和34年法律141号)の規定に基づく基礎年金)

国民年金は、国民年金法に基づく年金制度であり、日本国内に住所を有する者すべてを対象として、老齢、障害又は死亡について、国民共通の基礎年金を支給するものである。

イ 被保険者

原則として、20歳以上60歳未満の者はすべて国民年金の被保険者となるが、これは次の3種類に区分される(法7条1項)。

- (a) 第一号被保険者 20歳以上60歳未満の者で次の(b)及び(c)のいずれにも該当しない者(被用者年金各法(厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法)に基づく老齢給付等を受けることができる者を除く)をいう。これは自営業者等が該当する。
- (b) 第二号被保険者 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者をいう。これは一般被用者や公務員等が該当する。
- (c) 第三号被保険者 第二号被保険者の被扶養配偶者のうち20歳以上60歳未満の者をいう。これは一般の被用者等の妻が該当する。

ロ 保険料

被保険者は、定額の保険料を納付する義務がある。ただし、上記イ(b)及び(c)の第二号被保険者及び第三号被保険者は、保険料を直接負担するのではなく、これらの被保険者が属する年金制度の保険者が基礎年金拠出金を負担する(法88条、94条の2、94条の3、94条の4)。なお、第一号被保険者は老齢基礎年金に係る保険料(平成20年4月から月額14,410円)に加えて、付加年金(任意加入)に係る保険料(月額400円)を納付することができる(法87条の2)。国は、基礎年金(老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金)の給

付の二分の一を負担する。

ハ 給付

この法律による給付は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金のほか、付加年金、寡婦年金及び死亡一時金である(法15条)。

老齢基礎年金は、原則として保険料納付済期間等(保険料納付済期間又は保険料免除期間)が25年以上である者が65歳に達したときに支給される(法26条本文)。また、付加年金は保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給される(法43条)。

老齢基礎年金の額は、780,900円に改定率(平成16年度は1)を乗じて得た額となる(法27条、27条の2)。20歳から60歳に達するまで加入の場合は792,100円となる。

付加年金の額は、200円に付加保険料納付月数を乗じた額となる(法44条)。これは、老齢基礎年金に上乗せして支給するものである。

ニ 税制

- (a) 拠出時 被保険者として負担する国民年金の保険料は、社会保険料控除の対象とされる(所法74条2項5号)。
- (b) 運用時 課税されない。
- (c) 給付時 老齢基礎年金及び付加年金は、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用される(所法35条3項1号)。障害基礎年金及び遺族基礎年金並びに寡婦年金及び死亡一時金は、非課税とされる(法25条)。

(2) 二階部分の年金

① 厚生年金たる保険給付(厚生年金保険法(昭和29年法律115号)(同法第9章(厚生年金基金及び企業連合会)の規定を除く)の規定に基づく厚生年金)

厚生年金たる保険給付は、厚生年金保険法

に基づく年金制度であり、一般の被用者を対象として、老齢、障害又は死亡について、報酬比例の年金を老齢基礎年金に上乗せして支給するものである。

イ 被保険者

原則として、適用事業所に使用される 70 歳未満の者は厚生年金保険の被保険者となる(法 9 条)。ただし、国、地方公共団体又は法人に使用される者であって、恩給法に規定する公務員、共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度の加入員、臨時に使用される者で一定の者等は被保険者とならない(法 12 条)。

ロ 保険料

保険料の額(基礎年金拠出金を含む)は、被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額であり、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する(法 81 条、82 条)。保険料率は、平成 20 年 9 月から一般被保険者は 15.350%(7.675%で労使折半)となり毎年 9 月に段階的に引上げ、平成 29 年には 18.3%(全ての共済制度において同率)となる。

ハ 保険給付

この法律による保険給付は、老齢厚生年金、障害厚生年金、障害手当金(一時金)及び遺族厚生年金である(法 32 条)。

老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、65 歳以上であること及び保険料納付済期間等が 25 年以上であることのいずれにも該当するときに支給される(法 42 条)。

また、老齢厚生年金の額は、平均標準報酬額の 1,000 分の 5.481 に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額である(法 43 条)。

ニ 税制

(a) 拠出時 被保険者として負担する厚生年金保険の保険料は、社会保険料控除の対象とされる(所法 74 条 2 項 7 号)。また、事業主が負担する保険料は、損金算入等される。

(b) 運用時 課税されない。

(c) 給付時 老齢厚生年金は、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用される(所法 35 条 3 項 1 号)。障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金は、非課税とされる(法 41 条 2 項)。

② 共済年金(国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律 152 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律 245 号)の規定に基づく共済年金)

共済組合の年金たる給付は、国家公務員共済組合法等に基づく年金制度であり、国家公務員、地方公務員、私立学校教職員を対象として、老齢、障害又は死亡について、報酬比例の年金を老齢基礎年金に上乗せして支給するものである。

共済年金には、国家公務員共済制度、地方公務員共済制度及び私立学校教職員共済制度に基づく年金があり、これらはほとんど同様の仕組みとなっていることから、ここでは国家公務員年金制度を掲げている。

イ 組合員

職員(常時勤務に服することを要する国家公務員をいう)となった者は、その職員となった日から、その属する各省庁及びその各省庁に属する独立行政法人の職員をもって組織する組合の組合員となる(法 37 条 1 項)。

ロ 掛金

掛金の額(基礎年金拠出金を含む)は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ掛金の割合を乗じて得た額であり、組合員及び使用者である国等は、それぞれ掛金の半額を負担する(法 99 条 2 項、100 条 3 項)。

ハ 長期給付

この法律による長期給付は、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金である(法 72 条)。

退職共済年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される(法 76 条)。

(a) 組合員期間を有する者が、(イ)又は(ロ)に該当するとき。

(イ) 組合員期間等(組合員期間及び国民年金法の保険料納付済期間等を合算した期間をいう)が 25 年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして 65 歳に達したとき、又は 65 歳に達した日以後に退職したとき。

(ロ) 退職した後に 65 歳に達した者又は 65 歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が 25 年以上である者となったとき。

(b) 組合員が、(イ)65 歳以上であること、(ロ)一年以上の組合期間を有すること、(ハ)組合期間等が 25 年以上であることのいずれにも該当するとき。

また、退職共済年金の額は、平均標準報酬額の 1,000 分の 5.481 に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額に、厚生年金基金の老齢年金給付(企業年金)に相当する「職域年金」を加算した額である(法 77 条)。

ニ 税制

(a) 拠出時 組合員が負担する共済年金の掛金は、社会保険料控除の対象とされる(所法 74 条 2 項 7 号)。また、使用者が負担する保険料は、損金算入等される。

(b) 運用時 課税されない。

(c) 給付時 退職共済年金は、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用される(所法 35 条 3 項 1 号)。障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金は、非課税とされる(法 50 条)。

③ 国民年金基金から支給される年金(国民年金法第 10 章(国民年金基金及び国民年金基金連合会)の規定に基づく年金)

国民年金基金から支給される年金は、国民年金法に基づく年金基金制度であり、第一号

被保険者(保険料を納付することを要しない者及び農業者年金の被保険者を除く)を対象として、老齢について、老齢基礎年金に上乗せして支給するものである。

国民年金基金は、①地域型国民年金基金(都道府県につき一個とし、第一号被保険者であって、基金の地区内に住所を有する 1,000 人以上の加入員で設立されるもの)と②職能型国民年金基金(同種の事業又は業務につき全国を通じて一個とし、第一号被保険者であって同種の事業又は業務に従事する 3,000 人以上の加入員で設立されるもの)の二つの形態がある(法 115 条の 2、116 条、118 条の 2、119 条)。

イ 加入員

第一号被保険者は、その者が住所を有する地区に係る地域型基金又はその従事する事業等に係る職能型基金に申し出て、その加入員となることができる。なお、加入員となった後は、任意脱退することは認められず、加入員が(a)被保険者の資格を喪失したとき、又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者となったとき、(b)地域型基金の加入員にあつてはその基金の地区内に住所を有する者でなくなつたとき、職能型基金の加入員にあつてはその事業等に従事する者でなくなつたとき、(c)障害基礎年金等の受給者等となったこと等により保険料を納付することを要しないものとされたとき、(d)農業者年金の被保険者となったとき、(e)その基金が解散したとき、に資格を喪失する(法 127 条 1 項、3 項)。

ロ 掛金

掛金の額は、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢により定められ、月額 68,000 円(年額 816,000 円)を上限としている(国民年金基金令 34 条)。ただし、個人型の確定拠出年金に加入している場合は、その掛金と合わせて月額 68,000 円以内となる(確定拠出年金法施行令 36 条)。

ハ 給付

基金は、加入員又は加入員であった者に対し、年金(老齢年金)の支給を行う。また、加入員又は加入員であった者の死亡に関し、一時金(遺族一時金)を支給する(法 128 条 1 項)。年金は、少なくとも、その加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得したときには、その者に支給される(法 129 条 1 項)。

ニ 税制

- (a) 拠出時 基金の加入員が負担する掛金は社会保険料控除の対象とされる(所法 74 条 2 項 5 号)。
- (b) 運用時 課税されない。
- (c) 給付時 老齢年金は、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用される(所法 35 条 3 項 1 号)。加入員の死亡に関し支給される遺族一時金は、非課税とされる(法 133 条)。

④ 農業者年金基金から支給される農業者年金(独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律 127 号)の規定に基づく年金)

農業者年金基金から支給される農業者年金は、独立行政法人農業者年金基金法に基づく年金基金制度であり、農業者年金の被保険者(国民年金法の被保険者(年齢 60 歳未満の者で国民年金法の第二号被保険者又は第三号被保険者に該当する者及び保険料を納付することを要しない者を除く)であって農業に従事するものをいう(法 11 条))を対象として、老齢について、老齢基礎年金に上乗せして支給するものである。

イ 被保険者

農業者年金の被保険者は、基金に申し出て、その被保険者となることができる(法 11 条)。なお、被保険者は、いつでも、基金に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる(法 14 条 1 項)。また、被保険者が (a) 死亡したとき、(b) 国民年金法の被保険者の資格を喪失したとき、(c) 国民年金法の第二号被保険者又は第三号被保険者となったとき、(d)

障害基礎年金等の受給権者となったこと等により保険料を納付することを要しないものとされたとき、(e) 60 歳に達したとき、(f) 農業に従事する者でなくなったとき、に資格を喪失する(法 13 条)。

ロ 保険料

保険料の額は、月額 20,000 円以上 67,000 円(年額 804,000 円)を上限としている(法 44 条、令 12 条)。ただし、経営管理の合理化を図る認定農業者等は、保険料の下限額(月額 20,000 円)を 14,000 円(35 歳に達するまでは 10,000 円)とすることができる(法 45 条、令 13 条)。なお、当該認定農業者等の特例保険料の額と 20,000 円との差額の国庫補助がある(法 48 条)。

ハ 給付

基金は、年金給付の受給権者に対し、農業者老齢年金及び特例付加年金の支給を行う。また、農業者年金の被保険者又は被保険者であった者の死亡に関し、死亡一時金を支給する(法 9 条、18 条、28 条、31 条、35 項)。

農業者老齢年金は、保険料納付済期間を有する者が 65 歳に達したときに、その者に納付保険料等の一定額が支給される(法 28 条、令 1 条)。また、特例付加年金は、(a) 特例保険料納付済期間を有する者が 60 歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が 20 年以上である者であって農業を営む者でなくなった者が 65 歳に達したとき、(b) 60 歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が 20 年以上である者が、65 歳に達した後農業を営む者でなくなったときに、その者に国庫補助の額等の一定額が支給される(法 31 条、令 4 条)。

ニ 税制

- (a) 拠出時 被保険者が負担する農業者年金の保険料は、社会保険料控除の対象とされる(所法 74 条 2 項 6 号)。
- (b) 運用時 課税されない。
- (c) 給付時 農業者老齢年金及び特例付加

年金は、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用される(所法 35 条 3 項 1 号)。被保険者等の死亡に関し支給される死亡一時金は、非課税とされる(法 27 条)。

⑤ 小規模企業共済制度に基づく分割共済金(小規模企業共済法(昭和 40 年法律 102 号)の規定に基づく分割払の方法により支給される共済金)

独立行政法人中小企業基盤整備機構(機構)から支給される共済金(又は分割共済金)は、小規模企業共済法に基づいて機構が運営する事業主向けの退職金制度であり、共済契約の当事者である小規模企業の個人事業主及び会社等の役員(共済契約者)が、事業を廃止し、又は役員を退任した場合等に、共済契約者に対し共済金を一時金又はその共済金の全部若しくは一部を分割払の方法⁽¹⁾により支給される共済金である。

イ 共済契約者

共済契約者は、小規模企業者(①常時使用する従業員⁽²⁾20 人以下の建設業・製造業・運輸業・不動産業・農業等の個人事業主又は役員、②常時使用する従業員 5 人以下の卸売業・小売業・サービス業等の個人事業主又は役員、③事業に従事する組合員 20 人以下の企業組合の役員、④常時使用する従業員 20 人以下の協同組合及び農事組合法人の役員をいう)が、機構に掛金を納付することを約し、機構がその者の事業の廃止等につき、共済金を支給することを約する契約(共済契約)の当事者である個人たる事業者及び会社又は中小企業団体(会社等)の役員である(法 2 条、令 1 条)。なお、共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる(法 7 条 3 項)。また、共済契約者が、(a)同一の事業を営む会社を設立するため、その事業の金銭以外の資産の出資をすることにより事業を廃止したとき、(b)その配偶者又は子に対し事業の全部を譲

り渡したとき、(c)共済金の支給事由が生じないでその会社等の役員でなくなったときに、共済契約が解除されたものとみなされる(法 7 条 4 項)。

ロ 掛金

掛金の額は、月額 1,000 円以上 70,000 円(年額 840,000 円)までの範囲内(500 円刻み)で選択できる(法 4 条 2 項)。

ハ 共済金等

共済契約者が、6 月以上掛金納付月数がある場合で、(a)事業を廃止(会社等の役員は、その会社等の解散)したとき、(b)疾病、負傷若しくは死亡によりその会社等の役員でなくなったときは、その者(死亡によるときは、遺族)に共済金を支給する(法 9 条 1 項 1 号、2 号)。また、共済契約者が 65 歳以上で 180 月以上掛金納付月数がある場合で、老齢給付事由で共済金を請求したときは、その者に共済金を支給する(法 9 条 1 項 3 号)。

共済金は、原則として一時金で支給されるが、共済契約者の請求により、共済金の全部又は一部を分割払の方法により支給を受けることができる。ただし、共済金の額が一定金額未満であること及び上記(a)又は(b)の場合で共済契約者の年齢が 60 歳未満であるときは、分割払の方法による支給は受けられない。また、分割払の支給期間は 10 年又は 15 年にわたって年 4 回支給することとされている(法 9 条の 3)。

なお、共済契約者が、12 月以上掛金納付月数がある場合で、共済契約を任意に解除したとき、12 月以上の掛金の滞納による解除又は同一の事業を営む会社を設立するためその事業の金銭以外の資産の出資をすることにより事業を廃止したとき等により解除されたものとみなされたときは、解約手当金(一時金)が支給される(法 12 条、12 条の 2)。

ニ 税制

(a) 拠出時 共済契約に基づく掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象とされる

(所法 75 条 2 項 1 号)。

(b) 運用時 課税されない。

(c) 給付時 分割払いの方法による分割共済金は、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用される(所法 35 条 3 項 3 号、所令 82 条の 2 第 2 項 3 号)。

なお、共済契約者が、事業を廃止したこと、傷病等により役員を退職したことによる一時金として支給される共済金若しくは解約手当金又は年齢 65 歳以上である共済契約者の請求により支給される解約手当金は、退職所得とされる(法 30 条 2 項、31 条 3 号、令 72 条 2 項 3 号)。不正受給や掛金の滞納解約による解約手当金は、一時所得とされる(所法 34 条)。また、共済契約者の死亡に関し支給される共済金は、相続税の対象とされる。

(3) 三階部分の年金

① 厚生年金基金から支給される老齢年金給付(厚生年金保険法第 9 章(厚生年金基金及び企業連合会)の規定に基づく年金たる給付等)

厚生年金基金は、厚生年金保険法第 9 章の規定に基づき、企業が厚生年金基金を設立(単独設立、連合設立(親子会社)、総合設立(同種同業の企業等))し、厚生年金の一部を国に代わって支給(いわゆる代行給付)するとともに、企業(各基金)の実情に応じた独自の上乗せ給付を行うことにより、従業員に対して、より手厚い老後所得を保証することを目的とした確定給付型の企業年金制度である。

厚生年金基金は、厚生老齢年金の報酬比例部分のうち、再評価・物価スライド部分(国の部分)を除いた部分について代行給付(基本部分(代行部分+上乗せ部分))を行う。これにより、代行給付に見合う保険料を国に納付することが免除(免除保険料率)され、これに、厚生年金基金独自の年金として上乗せ給付(加算部分)するための掛金とあわせて厚生年金

基金が徴収することになる。掛金の負担割合は、免除保険料率については、事業主と加入員が折半負担しなければならないが、上乗せ給付のための掛金については、事業主の負担を増加することができる。したがって、基金からは、基本部分と加算部分が給付され、これらのうち老齢厚生年金を超える部分の給付がプラスアルファ部分と呼ばれており、代行部分の 5 割以上(平成 17 年 4 月 1 日前に設立した基金は 1 割以上)の水準を確保することとされている。

厚生年金基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者(厚生年金保険の被保険者)をもって組織される(法 107 条)。

厚生年金基金の業務は、①加入員等の老齢に関し、年金たる給付、②加入員の脱退に関し、一時金たる給付、③加入員等の死亡又は障害に関し、年金たる給付又は一時金たる給付を行うこととされている(法 130 条)。

イ 加入員

厚生年金基金の設立事業所(基金が設立された適用事業所)に使用される被保険者は、基金の加入員となる(法 122 条)。ただし、加入員が、(a)死亡したとき、(b)設立事業所に使用されなくなったとき、(c)使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき、(d)70 歳に達したとき、(e)共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入員等となったとき、に資格を喪失する(法 124 条)。

ロ 掛金

厚生年金基金は、年金たる給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を老齢年金給付の額の計算の基礎となる各月につき、徴収する(法 138 条 1 項、2 項)。

掛金の額は、加入員の標準給与の額(法 129 条 1 項)を標準として算定した額を、加入員及び加入員を使用する設立事業所の事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する(法 138 条、

139 条)。基金は、加入員の負担すべき掛金の額が、免除保険料率の 2 分の 1 に相当する額に満たないこととならない限り、事業主の掛金の負担割合を増加することができる(法 139 条 2 項、基金令 34 条 1 項)。

ハ 給付

基金から支給される給付は、老齢年金給付(年金若しくは選択一時金)、脱退一時金、遺族給付金(年金若しくは一時金)又は障害給付金(年金若しくは一時金)である(法 130 条 1 項～3 項、基金令 25 条)。

(a) 老齢年金給付金 加入員又は加入員であつた者の老齢に関し、年金たる給付(老齢年金は、基本部分と加算部分からなる)が支給される。老齢年金は、少なくとも、加入員等が老齢厚生年金の受給権を取得したとき等に支給され、終身年金である(法 131 条)。

老齢年金給付の額は、基本部分にあつては、すべての加入員の年金額が代行部分相当額(平均標準報酬額の 1,000 分の 5.481 に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額)を超えなければならないこととされ(法 132 条)、加算部分にあつては、加算適用加入員期間に応じて定めた額に規約で定める数値を乗じる方法等により算定した額とされている(法 43 条)。

また、加算部分は、年金受給権を有する者で、退職を事由により、その一部又は全部を、一時金(選択一時金)として支給を受けることができる。

(b) 脱退一時金 加入員の脱退に関し一時金たる給付が支給される。この脱退一時金は、加算部分について、その支給要件(加入期間が短いこと等)を満たさない加算適用加入員に支給されるもので、少なくとも 3 年以上の加算適用加入員期間を有する者に支給される。ただし、本人の選択によりこれを受給せず、企業年金連合会や転職先の企業年金へ移管して将来の年金支給額に加算

することも可能である。

(c) 遺族給付金又は障害給付金 加入員等の死亡又は障害に関し、年金たる給付又は一時金たる給付が支給される。

ニ 税制

(a) 拠出時 加入員として負担する厚生年金基金の掛金は、社会保険料控除の対象とされる(所法 74 条 2 項 7 号)。また、事業主が負担する掛金は、損金算入等される。

(b) 運用時 積立金のうち、老齢厚生年金(代行部分)に相当する額に 3.23 を乗じて得た額に相当する水準を超える額に 1.173%(国税 1%、地方税 0.173%)の特別法人税が課税される。ただし、平成 23 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については課税されない(措法 68 条の 4)。

(c) 給付時 老齢年金は、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用される(所法 35 条 3 項 1 号)。選択一時金又は脱退一時金で、退職により支給されるものは退職所得とされ(所法 30、31 条)、退職以外のものは一時所得とされる(所法 34 条)。遺族給付金又は障害給付金は、非課税とされる(法 136 条)。

② 確定給付企業年金から支給される給付(確定給付企業年金法(平成 13 年法律 50 号)の規定に基づく老齢給付金等)

確定給付企業年金は、確定給付企業年金法の規定に基づき、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができる公的年金への上乗せ機能を持つ確定給付型の企業年金制度として、平成 14 年 4 月から実施されている^③。これは、厚生年金基金と同様に、加入期間や給与等に基づいて予め給付額が定められ、資産運用はまとめて行われる仕組みとなっており、これが、確定給付型の年金と呼ばれている。

確定給付企業年金は、厚生年金適用事業所

の事業主が、確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金事業所に使用される被用者年金被保険者等(厚生年金保険の被保険者及び私立学校教職員共済制度の加入者をいう)の過半数で組織する労働組合等の同意を得て規約を作成し、規約又は企業年金基金の設立について厚生労働大臣の承認又は認可を受けて実施する年金制度である(法2条、3条1項)。

確定給付企業年金には、規約型企業年金(事業主が、労使で合意した規約に基づき信託会社、生命保険会社等と年金資金を積み立てる契約を締結して、年金資金を管理・運用し、年金給付を行う企業年金をいう)と基金型企業年金(複数の事業主が参加する場合に、その事業主とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、その企業年金基金において年金資金を管理・運用し、年金給付を行う企業年金をいう)の二つの形態があり、その実施する事業主等(事業主又は基金)は、加入者等(加入者又は加入者であった者)に規約で定める老齢給付金、脱退一時金、障害給付金又は遺族給付金を支給する(法29、36、41、43条)。なお、年金の給付は、終身又は5年以上にわたり、毎年一回以上定期的に支給される(法33条)。

イ 加入者

確定給付企業年金の実施適用事業所に使用される被用者被保険者等は、加入者となる(法25条)。ただし、加入者が、(a)死亡したとき、(b)実施事業所に使用されなくなったとき、(c)実施事業所でなくなったとき、(d)被用者年金被保険者等でなくなったとき、(e)規約により定められている資格を喪失したとき、に資格を喪失する(法27条)。

ロ 掛金

事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に拠出しなければならない(法55条1項)。また、加入者は、基準に従い規約で定めるところにより、掛金の一部

を負担することができる(法55条2項)。掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予想運用収入の額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない(法57条)。

ハ 給付

事業主等から、老齢給付金、脱退一時金、障害給付金又は遺族給付金が支給される。

(a) 老齢給付金 加入者等が老齢給付金を受けるための要件(60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき及び50歳以上60歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること)を満たすこととなったときに支給される(法36条)。この老齢給付金は、年金として支給されるが、規約でその全部又は一部を一時金として支給することができる(法38条)。

(b) 脱退一時金 加入者が、イの(b)から(e)のいずれかに該当し、規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たすときに支給される(法41条)。ただし、脱退一時金を受ける要件として3年を超える加入者期間を定めてはならないとされている(法41条3項)。

(c) 障害給付金 加入者であった者が傷病により規約で定める程度の障害の状態に該当するに至ったとき等に支給される(法43条)。この障害給付金は、年金又は一時金で支給される(法44条)。

(d) 遺族給付金 加入者又は老齢給付金の支給を受けている者等が死亡したときに、その者の遺族に支給される(法47条)。この遺族給付金は、年金又は一時金で支給される(法49条)。

ニ 税制

(a) 拠出時 加入者が負担した掛金は、生命保険料控除の対象とされる(所法76条3項5号)。また、事業主が負担する掛金は、損金算入等される。

(b) 運用時 積立金から加入者の負担した拠出分を控除した金額に1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税される。ただし、平成23年3月31日までに開始する事業年度については課税されない(措法68条の4)。

(c) 給付時 年金として支給される老齢給付金(加入者の負担した掛金がある場合には、その年金額からその負担した額のうちその年金額に相当する額を控除した額)については、雑所得に係る公的年金等に該当し公的年金等控除が適用される(所法35条3項3号)。

一時金として支給される老齢給付金又は脱退一時金で、退職により支給されるもの(加入者の負担した掛金がある場合には、その一時金からその負担した額を控除した額)は退職所得とされ(所法30、31条)、退職以外で支給されるもの(加入者の負担した掛金がある場合には、その一時金からその負担した額を控除した額)は一時所得とされる(所法34条)。障害給付金は、非課税とされる(法34条2項)。

また、遺族給付金は、相続税の対象とされる。

③ 適格退職年金(法人税法(昭和40年法律34号)附則に規定する適格退職年金契約に基づいて支給される退職年金)

適格退職年金は、事業主が受託機関(信託会社等をいう)との間で締結する法人税法附則に規定する適格退職年金契約により実施する社外積立の企業年金制度である。この制度においては、事業主は受託機関に対して、掛金等の拠出及び受益者等に対する給付の支払の指図のほか、年金等の裁定を行う。一方、受託機関は事業主から拠出された掛金等を年金資産として管理・運用を行うほか、指図に従って受益者等への給付を行う。

適格退職年金契約とは、退職年金(退職年金

の支給要件が満たされないため、又は退職年金に代えて支給する退職一時金を含む)に関する信託、生命保険又は生命共済の契約(平成14年4月1日前に締結されたものに限る)で、その契約に係る掛金等及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていること等法人税法施行令16条1項各号に掲げる要件を満たすもので国税庁長官の承認を受けた退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約とされている(法附則20条3項、法令附則16条)。また、適格退職年金契約のうち、年金としての実質が確保されるなど一定の要件を満たすものについては、その積立金に対する特別法人税につき、厚生年金基金に準じた非課税措置(特例適格退職年金)が講じられている(租法68条の5)。

なお、受給権保護等を定めて確定給付企業年金法の制定に伴い、平成24年3月31日までに限り、適格退職年金契約に係る年金受益者等に係る給付に関する権利義務を、確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金、中小企業退職金共済制度に移行できることとされている(確定給付企業年金法25条等)。

イ 受益者等

退職年金の支給を受ける受託者等とは、事業主が締結した適格退職年金契約(以下「契約」という)において、その使用人(使用人としての職務を有する役員を含み、日々雇い入れる者及び臨時に期間を定めて雇い入れる者を除く)に対して事業主が掛金等を払い込み、受託機関が退職年金の支給をすることを約した受益者等(信託の受益者、保険金受取人又は共済金受取人をいう)をいう(法令附則16条)。したがって、事業主である個人若しくはこれと生計を一にする親族又は事業主である法人の役員は含まない。

ロ 掛金等

事業主は、契約の定めるところにより、定額又は給与に一定割合を乗ずる方法等により算定した額を掛金等として払い込むこととさ

れている（法令附則 16 条）。なお、受益者等は、掛金の一部を負担することができる。

ハ 給付

受託機関は、契約に基づいて、受益者等に対して退職年金を支給する。この退職年金は、契約で年金に代えて一時金（退職一時金）で支給することができる。また、受益者等が死亡したときに、その者の遺族に年金又は一時金が支給される。

ニ 税制

- (a) 拠出時 受益者等が負担した掛金等は、生命保険料控除の対象とされる（所法 76 条 3 項 5 号、所令 210 条の 3）。また、事業主が負担する掛金等は、損金算入等される。
- (b) 運用時 積立金から受益者等の負担した拠出分を控除した金額に 1.173%（国税 1%、地方税 0.173%）の特別法人税が課税される。また、特例適格退職年金については、積立金のうち老齢厚生年金（代行部分）に相当する額に 2.23 を乗じて得た額に相当する水準を超える額に 1.173%（国税 1%、地方税 0.173%）の特別法人税が課税される。ただし、平成 23 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については課税されない（措法 68 条の 4）。
- (c) 給付時 適格退職年金契約に基づいて支給される退職年金（受益者等が負担した掛金等の額がある場合には、その退職年金の額からその負担した額のうちその退職年金に相当する金額を控除した額）については、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用される（所法 35 条 3 項 3 号、所令 82 条の 2 第 2 項 4 号）。ただし、承認の取消しを受けた契約又は要件に違反して支給されるものは、公的年金等控除は適用されない。

また、契約に基づいて支給される一時金で、退職により支給されるもの（その者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した額に相当する額を控除

した額）は退職所得とされる（所法 30、31 条、所令 72 条 2 項 4 号）。ただし、承認の取消しを受けた契約又は要件に違反して支給される一時金は一時所得とされる（所法 34 条、所令 76 条 2 項、4 項）。遺族に支給される年金又は一時金は、相続税の対象とされる。

④ 石炭鉱業年金基金から支給される老齢年金（石炭鉱業年金基金法（昭和 42 年法律 135 号）の規定に基づく年金たる給付等）

石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業年金基金法の規定に基づき、石炭鉱業事業所（石炭鉱業事業場で坑内において石炭を採掘する事業を行う厚生年金保険の適用事業所をいう）の事業主が石炭鉱業年金基金を設立し、公的年金に上乗せして、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について給付を行う企業年金制度である。

石炭鉱業年金基金の業務は、①坑内員（石炭鉱業事業所において事業主に使用される厚生年金保険の被保険者で常時坑内作業に従事する労働者をいう）又は坑外員（石炭鉱業事業所において使用される厚生年金保険の被保険者で坑内員以外の労働者（石炭の採掘の業務と緊密な関連を有しない業務に従事する者を除く）の老齢について、年金たる給付、②坑内員等（坑内員又は坑外員をいう）の死亡又は脱退に関し、一時金たる給付を行うこととされている（法 16、17 条）。

イ 坑内員等

石炭鉱業事業所の事業主に使用されるに至ったときなどに坑内員等の資格を取得する。ただし、坑内員等が、死亡したとき又は石炭鉱業事業所の事業主に使用されなくなったとき等に、資格を喪失する（石炭鉱業年金基金定款）。

ロ 掛金

石炭鉱業年金基金は、年金たる給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、基金の会員となる石炭鉱業事業所

の事業主から掛金を徴収する(法 21 条 1 項、2 項)。

ハ 給付

基金から坑内員又は坑外員等に支給される給付は、老齢年金、死亡一時金又は脱退一時金である(法 16～18 条、石炭鉱業年金基金定款)。

- (a) 坑内員老齢年金(終身年金と加算年金(5 年間)の合計額) 坑内員期間が 20 年以上である者が、55 歳に達する日の前日までに退職したとき、坑内員期間を満たしているが 55 歳に達したとき又は坑内員期間を満たしていないが 55 歳以後に坑内員期間を満たすに至ったときに支給する。
- (b) 坑内員死亡一時金 坑内員老齢年金の受給権を有している者等が死亡した場合に、その遺族に支給する。
- (c) 坑内員脱退一時金 坑内員期間が 3 年以上 20 年未満である者が、閉山又は合理化によりやむをえず退職したときに支給する。
- (d) 坑外員老齢年金 坑外員期間(坑内員期間を含む)が 20 年以上である者が退職したときは、55 歳に達した日以後 5 年間支給する。
- (e) 坑外員死亡一時金 坑外員老齢年金の受給権を有している者等が死亡した場合に、その遺族に支給する。
- (f) 坑外員脱退一時金 坑外員期間が 3 年以上 20 年未満である者が、閉山又は合理化によりやむをえず退職したときに支給する。

ニ 税制

- (a) 拠出時 事業主が負担する石炭鉱業年金基金の掛金は、損金算入等される。
- (b) 運用時 課税されない。
- (c) 給付時 坑内員(坑外員)老齢年金は、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用される(所法 35 条 3 項 1 号)。退職により支給される坑内員(坑外員)脱退

一時金は退職所得とされる(所法 30、31 条)。死亡により支給される坑内員(坑外員)死亡一時金は、非課税とされる(法 20 条)。

⑤ 確定拠出年金から支給される給付(確定拠出年金法(平成 13 年法律 88 号)の規定に基づく老齢給付金等)

確定拠出年金は、確定拠出年金法の規定に基づき、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金への上乘せ機能を持つ年金制度である。すなわち、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、将来の年金給付のための資産として確定し、運用がその個人の指図により行われ、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定されるもので、確定拠出型の年金と呼ばれており、確定給付型の年金に加えて新たな選択肢として自己責任を原則とする年金制度として平成 13 年 10 月から実施されている。

確定拠出年金には、企業型年金と個人型年金の二つがある。

- (イ) 企業型年金は、厚生年金適用事業所の事業主が、企業型年金を実施しようとする厚生年金事業所に使用される被用者年金被保険者等(60 歳未満の者で、厚生年金保険の被保険者及び私立学校教職員共済制度の加入者をいう)の過半数で組織する労働組合等の同意を得て規約を作成し、規約について厚生労働大臣の承認を受けて実施する年金制度であり、その事業主が掛金を拠出し、各加入者がその個人別管理資産について運用の指図を行う(法 2 条、3 条 1 項等)。
- (ロ) 個人型年金は、国民年金基金連合会が、個人型年金に係る規約を作成し、規約について厚生労働大臣の承認を受けて実施する年金制度であり、加入者が掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う(法 2 条、55 条 1 項等)。

確定拠出年金には、加入者又は加入者であった者に規約で定める老齢給付金、障害給付金又は死亡給付金を支給する（法28、73条）。なお、当分の間、個人別管理資産が少額である等一定の企業型年金加入者又は個人型年金運用指図者（個人型年金において、個人型年金加入者以外の者で、個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう）にあった者は、脱退一時金を請求することができる（法附則2条の2、3条）。

イ 加入者

（イ） 企業型年金

実施適用事業所に使用される被用者被保険者等は、企業型年金加入者（企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう）となる（法2条8項、9条1項）。

ただし、企業型年金加入者が、(a)死亡したとき、(b)実施事業所に使用されなくなったとき、(c)使用される事業所が実施事業所でなくなったとき、(d)被用者年金被保険者等でなくなったとき、(e)企業型年金規約に定められている資格を喪失したとき、(f)60歳に達したとき、に資格を喪失する（法11条）。

（ロ） 個人型年金

国民年金の第一号被保険者（次のロ（ロ）において「第一号加入者」という）又は60歳未満の者で厚生年金保険の被保険者（企業年金等対象者（企業型年金加入者、厚生年金基金の加入者、石炭鉱業年金基金に係る坑内員等、確定給付企業年金の加入者及び企業型年金規約において企業型年金加入者の資格を有しないこととされるものをいう）を除く。次のロ（ロ）において「第二号加入者」という）は、国民年金基金連合会に申し出て、個人型年金加入者（個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、その個人別管

理資産について運用の指図を行う者をいう）となる（法2条10項、62条1項）。

ただし、個人型年金加入者が、(a)死亡したとき、(b)60歳に達したとき、(c)国民年金の被保険者の資格を喪失したとき、(d)国民年金の第三号被保険者（第二号被保険者の被扶養配偶者）となったとき、(e)企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者は、連合会に申し出て、個人型年金運用指図者となったとき、(f)国民年金の保険料を納付することを要しないものとされたとき、(g)農業者年金の被保険者となったとき、(h)共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者となったとき、(i)企業年金等対象者となったとき、に資格を喪失する（法62条3項）。

したがって、サラリーマンの主婦等である国民年金の第三号被保険者及び公務員が加入する共済組合の組合員は、確定拠出年金の加入者にならない。

ロ 掛金

（イ） 企業型年金

事業主は、規約に基づき、拠出限度額の範囲内で掛金を拠出する（法19条）。

なお、平成21年度税制改正案では、企業型年金加入者は、拠出限度額の範囲内で、事業主が拠出した額と同額までの掛金を拠出することができる、いわゆるマッチング拠出が認められることとされている（なお、マッチング拠出を認める等を内容とする「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（平成21年3月6日国会提出）」は、審議未了により廃案とされている。）。

拠出限度額については、次の区分に応じ、次に定める金額とされている（法20条、令11条、令附則2条2項）。

(a) 次の(b)以外の企業型年金加入者の場合（確定給付型の企業年金を実施していない場合）---月額 46,000 円（年額

552,000 円)。なお、平成 21 年度税制改正案では、月額 51,000 円(年額 612,000 円)に引き上げられる。

- (b) 私立学校教職員共済制度の加入者(事業主が学校法人等である場合に限る)、厚生年金基金の加入員、石炭鉱業年金基金の坑内員等、確定給付企業年金の加入者、適格退職年金契約に係る受益者等の場合(確定給付型の企業年金を実施している場合)---月額 23,000 円(年額 276,000 円)。なお、平成 21 年度税制改正案では、月額 25,500 円(年額 306,000 円)に引き上げられる。

(注)確定拠出年金の拠出限度額については、平成 21 年 7 月の確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令(平成 21 年政令第 193 号)により、引上げが行われており、平成 22 年 1 月 1 日から施行することとされている。

(ロ) 個人型年金

個人型年金加入者は、拠出限度額の範囲内で任意に掛金額を決定し、拠出する。

拠出限度額については、次の区分に応じ、次に定める金額とされている(法 69 条、令 36 条)。

- (a) 第一号加入者の場合---月額 68,000 円(年額 816,000 円)

ただし、国民年金基金に加入している者は、月額 68,000 円から国民年金の付加保険料及び国民年金基金の掛金の額を控除した額とされる。

- (b) 第二号加入者の場合(確定給付型の企業年金及び企業型の確定拠出年金を実施していない場合)---月額 18,000 円(年額 216,000 円)。なお、平成 21 年度税制改正案では、月額 23,000 円(年額 276,000 円)に引き上げられる。

(注)確定拠出年金の拠出限度額については、平成 21 年 7 月の確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令(平成 21

年政令第 193 号)により、引上げが行われており、平成 22 年 1 月 1 日から施行することとされている。

ハ 給付

企業型年金又は個人型年金について、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金又は脱退一時金が支給される(法 28 条、73 条、法附則 2 条の 3、3 条)。

- (a) 老齢給付金 掛金拠出の加入期間等が 10 年以上有する場合は 60 歳から支給される。ただし、掛金拠出の加入期間等が 10 年未満にあっては、8 年以上の場合は 61 歳から、6 年以上の場合は 62 歳から、4 年以上の場合は 63 歳から、2 年以上の場合は 64 歳から、1 月以上の場合は 65 歳から、老齢給付金が支給される(法 33 条、73 条)。また、請求がない場合は 70 歳に達したときに支給される(法 34 条、73 条)。この老齢給付金は、年金で支給されるが、その全部又は一部を一時金として支給を受けることができる(法 35 条、73 条)。

- (b) 障害給付金 企業型年金加入者等が傷病により規約で定める程度の障害の状態に該当するに至ったとき等に支給される(法 37 条、73 条)。この障害給付金は、年金又は一時金で支給される(法 38 条、73 条)。

- (c) 死亡一時金 企業型年金加入者等が死亡したときに、その者の遺族に支給される(法 40 条、73 条)。

- (d) 脱退一時金 企業型年金にあっては、企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の額が極めて少額(15,000 円以下)である場合等は支給を受けることができる(法附則 2 条の 2、令 59 条)。また、個人型年金にあっては、国民年金の第三号被保険者等個人型年金に拠出できない者で個人別管理資産の額が少額(50 万円以下)である場合等は支給を受けることができる(法附則 3 条、令 60 条)。

ニ 税制

(a) 拠出時

(i) 企業型年金

事業主が拠出する掛金は、拠出限度額の範囲内で、損金算入等される(法令 135 条、所令 64 条 2 項)。

なお、平成 21 年度税制改正案において、企業型年金加入者がマッチング拠出する掛金は、事業主掛金と合わせて拠出限度額の範囲内で、小規模企業共済等掛金控除の対象とされる。

(ii) 個人型年金

個人型年金加入者が拠出する掛金は、拠出限度額の範囲内で、小規模企業共済等掛金控除の対象とされる(所法 75 条 2 項 2 号)。

(b) 運用時 積立金に 1.173%(国税 1%、地方税 0.173%)の特別法人税が課税される。ただし、平成 23 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については課税されない(措法 68 条の 4)。

(c) 給付時 老齢給付金で年金として支給されるものについては、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用される(所法 35 条 3 項 3 号、所令 82 条の 2 第 2 項 5 号)。老齢給付金で一時金として支給されるものについては退職所得とされる(所法 30、31 条、所令 72 条 2 項 5 号)。障害給付金は、非課税とされる(法 32 条 2 項、73 条)。また、死亡一時金は、相続税の対象とされる。脱退一時金は、一時所得とされる(所法 34 条)。

⑥ 中小企業退職金共済に係る分割退職金(中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律 160 号)に規定する退職金共済契約に基づく分割退職金等)

中小企業退職金共済は、中小企業退職金共済法の規定に基づき、中小企業向けに設けられた社外積立の退職金制度で独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という)が

運営をしている。中小企業者の相互扶助と国の援助で退職金制度を設立し、中小企業の従業員について、事業主が機構と退職金共済契約を締結し、その事業主が掛金を納付し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について、退職金を支給する制度である。退職金は、一時金払いのほか一定の要件を満たす場合には分割払い、又は一時金払いと分割払いの併用も可能である⁽⁴⁾。

このほか、特定業種(建設業、清酒製造業及び林業)を営む事業主に雇用される期間従業員について、事業主が機構と特定業種退職金共済契約を締結して、その事業主が掛金を納付し、機構がその期間従業員の退職について、退職金を支給する制度がある。

ここでは、退職金共済契約に基づいて被共済者が支給を受ける退職金制度について記述する。

イ 被共済者

機構と退職金共済契約を締結した事業主である共済契約者に雇用される従業員⁽⁵⁾に対して、その退職金共済契約により機構がその従業員の退職について退職金を支給すべき者が被共済者となる(法 2 条)。ただし、期間を定めて雇用される者、休職期間中の者などは被共済者としなくてもよいこととされている(法 3 条)。

ロ 掛金

共済契約者は、被共済者ごとに、退職金共済契約に定める掛金(5,000 円(短時間労働共済者は 2,000 円)から 30,000 円まで(10,000 円まで 1,000 円刻み、30,000 円まで 2,000 円刻み)を毎月納付する(法 4 条、22 条)。なお、中小企業者が新規に退職金共済契約を締結した場合及び共済契約者が掛金を増額した場合には、国から掛金の一定額が補助される(法 23 条、83 条)。

ハ 給付

機構から被共済者に支給される給付は、次の退職金(一時金若しくは分割払い)又は解約

手当金である(法 12 条、16 条、17 条)。

- (a) 退職金 掛金納付月数が 12 月以上の被共済者が退職したときは、その者(死亡による場合は、その遺族)に支給される(法 10 条)。

また、被共済者の請求により、退職金の全部又は一部を分割払い(退職後 5 年間又は 10 年間)の方法により年 4 回支給を受けることができる。ただし、退職金の額が少額であるときや被共済者が退職した日に 60 歳未満であるときは分割払いが認められない(法 12 条、法規則 22 条)。

- (b) 解約手当金 退職金共済契約が解除されたときは、掛金納付月数が 12 月以上の被共済者に支給される(法 16 条)。ただし、退職金共済契約が解除された際に、その共済契約者が確定給付企業年金及び特定退職金団体が行う退職金共済に関する制度を実施する旨を機構に申し出たときは、被共済者に解約手当金は支給されない(法 17 条)。

ニ 税制

- (a) 拠出時 事業主が機構に被共済者のために支出した掛金は、損金算入等される。
- (b) 運用時 課税されない。
- (c) 給付時 分割払いの方法により支給される分割退職金は、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用される(所法 35 条 3 項 3 号、所令 82 条の 2 第 2 項 2 号)。退職したことにより支給される退職金は退職所得とされる(所法 30、31 条、所令 72 条 2 項 2 号)。また、死亡により退職金が遺族に支払われる場合は、相続税の対象とされる。解約手当金は、一時所得とされる(所法 34 条)。

- ⑦ 特定退職金共済に係る退職年金(所得税法施行令(昭和 40 年政令 96 号)73 条 1 項の特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支給される退職年金等) 特定退職金共済は、特定退職金共済団体(退

職金共済事業を行う市町村、商工会議所、商工会等で、その退職金共済事業につき所得税法施行令 73 条 1 項各号に掲げる要件を備えているものとして税務署長の承認を受けたものをいう)が行う退職金共済事業に関する退職給付金を支給する制度であり、中小企業退職金共済制度と類似した制度である。

特定退職金共済団体が行う退職金共済事業は、多数の事業主を対象としてその事業主のみが退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する使用人の退職について退職給付金を支給するものである。

イ 被共済者

特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結した事業主(加入事業主)に雇用される使用人(加入事業主である個人若しくは生計を一にする親族又は加入事業主である法人の役員を除くものとし、使用人として職務を有する役員を含む)が、その退職金共済契約に基づいて退職給付金の支給を受けるべき者が被共済者となる(所令 73 条 1 項)。

ロ 掛金

加入事業主のみが掛金を負担し、被共済者一人につき、掛金月額 30,000 円以下とする(所令 73 条 1 項)。

ハ 給付

退職金共済団体から、退職金共済契約に基づいて、退職一時金、退職年金、遺族一時金又は解約手当金が支給される。

ニ 税制

- (a) 拠出時 事業主が、特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいてその被共済者のために支出した掛金は、損金算入等される。
- (b) 運用時 課税されない。
- (c) 給付時 特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支給を受ける年金(退職年金)は、雑所得に係る公的年金等に該当し、公的年金等控除が適用さ

れる(所法 35 条 3 項 3 号、所令 82 条の 2 第 2 項 1 号)。この制度に基づいて支給を受ける一時金で、被共済者の退職により支払われるもの(退職金一時金)は退職所得とされる(所法 30、31 条、所令 72 条 2 項 1 号)。特定退職金共済団体が承認の取消しを受けた後にその団体から支給を受けた一時金(解約手当金)は、一時所得とされる(所法 34 条、所令 76 条 1 項 1 号)。また、死亡により遺族に支払われる一時金(遺族一時金)は、相続税の対象とされる。

(4) 私的年金

① 財産形成年金貯蓄の利子等の非課税

勤労者財産形成促進法(昭和 46 年法律 92 号)に基づき、勤労者の老後の生活安定のための資産形成を目的とした勤労者財産形成年金貯蓄制度であり、その勤労者の財産形成年金貯蓄の利子等について非課税とするものである。このほか、住宅取得等のための資産形成を目的として勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等の非課税制度がある。

勤労者財産形成年金貯蓄の利子等非課税制度は、年齢 55 歳未満の勤労者が、その勤務先を通じて、勤労者財産形成年金貯蓄契約(5 年以上定期に給与天引きにより積み立てること、60 歳以降の年金の支払開始まで払出しをしないこと等の要件を満たすもの)に基づき、財産形成年金貯蓄(預貯金、合同運用信託、有価証券、生命保険若しくは損害保険の保険料及び生命共済の共済掛金)の預入等(預入、信託、購入又は払い込み)をした場合において、その財産形成年金貯蓄の利子等について、元本 550 万円(生命保険、損害保険又は生命共済は 385 万円)までは非課税とされる(財形法 6 条 2 項、租税特別措置法 4 条の 3)。なお、年金受取目的以外又は不適格事由による払い戻しの場合は、全額解約となり過去 5 年の遡及課税が行われる。

② 個人年金保険契約に係る年金給付等(老後のための貯蓄を目的とした生命保険、生命共済制度等に基づくもの)

個人年金は、あらかじめ定められた一定の方式で保険料又は掛金を拠出すると、年金払い(分割払い)の形式で給付金を受取ることができる制度である。個人が任意に加入することができ、金融機関等は業態の特性に応じて様々な商品を用意しており、一般的には次の 2 つに分類することができる。

第一は、保険型によるもので、加入者全体を一つの保険集団として、保険料を一括でプールし全体の生存率等を考慮して年金額を設定する方式であり、生命保険会社の個人年金保険や農協等の生命共済等がある。

この場合、税制適格個人年金保険契約等(所得税法 76 条 4 項各号の要件を満たす個人年金保険契約等をいう)に基づき、個人年金保険料を支払った場合には、一般の生命保険料控除と別枠で、最高 50,000 円の所得控除が認められている(所法 76 条 2 項)。この税制適格個人年金保険契約等は、保険料等の払い込みが 10 年以上の期間にわたって定期に行うものであること、年金の受取人の年齢が 60 歳に達した以後 10 年以上の期間にわたって定期に行うものであること等を要件の定めのある契約とされている(所法 76 条 4 項、所令 211、212 条)。また、この税制適格要件を満たさない生命保険契約に基づき支払った保険料等は一般の生命保険料控除の対象とされる(所法 76 条 1 項)。

第二は、貯蓄型によるもので、加入者個人が預け入れた元本と利息の合計額で財源として、自ら設定した年齢及び一定期間にわたって年金形式で受取るもので、銀行の預貯金や信託銀行の個人年金信託などがある。

この場合、預貯金等の預入等による所得控除の税制優遇措置は講じられていない。

- ① 小規模企業共済金の分割支給制度は、平成元年 6 月の小規模企業共済法の一部改正(平成元年 6 月法律第 49 号)により導入された。分割支給制度導入の提案理由及びその要旨について、平成元年 6 月 13 日の衆議院商工委員会において、梶山国務大臣から「今後高齢化社会の到来が予想される中で、老後生活の安定が小規模事業者にとり重大な関心事となっており、また、円滑な産業調整を推進する上から、小規模企業者の引退後の生活の安定を確保することが重要な政策課題となっております。このような観点から、従来一時金として支給されてきた共済金を、共済契約者の選択により、10 年間または 15 年間に分割して支給し得ることとしております。」と述べられている(商工委員会議録第 6 号 1 頁)。

この改正を踏まえ、平成元年 9 月の所得税法施行令の一部改正(平成元年政令第 289 号)において、公的年金等の範囲に、小規模企業共済法第 9 条の 3 第 1 項に規定する分割払の方法により支給される分割共済金を加えることとされ、平成元年 10 月 1 日から施行されている。

- ② 常時使用する従業員とは、個人事業主又は会社との間に常時雇用関係にある者をいう。したがって、臨時に期間を定めて雇い入れられる者、試用期間中の者、事業主、法人の役員、家族従業員は含まれない(独立行政法人中小企業基盤整備機構 HP 資料から)。
- ③ 確定給付型の企業年金は、確定給付企業年金が実施される前は適格退職年金と厚生年金基金があった。適格退職年金は、事業主の掛金につき法人税の損金算入等を認めるなど、法人税法に定めた退職年金制度であるが、積立基準、情報開示など受給権保護規定がないことや倒産時に積立不足を起こしている例が増えていること等の問題が指摘されていた。また、厚生年金基金は、厚生年金の給付を国に代わって行い(代行給付)、これに併せて企業独自に上乗せして行う厚生年金保険法に定めた年金制度であるが、代行給付部分については、給付水準及び予定利率は厚生年金本体と連動するため、企業の経営悪化の中で基金の財政運営が困難となる事例が発生していることや新退職給付会計の導入により退職給付債務が顕在化し、民間企業の加重負担になっていること等の問題が指摘されていた。こういったことから、厚生年金と切り離された

独自の確定給付企業年金制度を創設し、加入者の受給権保護を図るため、積立義務(将来にわたって約束した給付が支給できるように年金資金の積立基準の設定)、受託者責任の明確化(企業年金の管理及び運営に関わる者の責任、行為準則の明確化)、情報開示(事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、財務状況等について加入者等への情報開示を行う)等を定めるとともに、確定給付企業年金間、厚生年金基金、企業型の確定拠出年金との給付義務の承継及び資産の移管の方法等を定めることを内容とした確定給付企業年金法が制定され、平成 14 年 4 月から実施されている。武田昌輔監修「コンメンタール所得税法」第 2 巻 2405 の 2 頁(第一法規)。

- ④ 中小企業退職金の分割支給制度は、平成 2 年 6 月の中小企業退職金共済法の一部改正(平成 2 年 6 月法律第 39 号)により導入された。分割支給制度導入の提案理由及びその要旨について、平成 2 年 5 月 25 日の衆議院社会労働委員会において、塚原国務大臣から「現行制度では、退職金は一時金として支払われることとされていますが、高齢化の進展の中で、老後生活の安定化に資するため、被共済者の請求により退職金を分割して支給することができるものとする」としてしております。」と述べられている(社会労働委員会議録第 7 号 24 頁)。また、国税庁「平成 3 年改正税法のすべて」160 頁において、「昨年の通常国会において中小企業退職金共済法の改正が行われ、退職金の支給方法について、

イ 高齢化の進展の中で労働者の老後生活の安定が強く求められていること

ロ 退職金制度を有する企業の約半数が退職年金制度を有していること

等から、これらに應えるため、一時払いに替えて分割払いにより給付する制度が導入され、平成 3 年 4 月 1 日から施行されています。」と記述されている。

この改正を踏まえ、平成 3 年 3 月の所得税法施行令の一部改正(平成 3 年政令第 86 号)において、公的年金等の範囲に、中小企業退職金共済制度に基づき分割払いの方法により支給される分割退職金を加えることとされ、同年 4 月 1 日から施行されている。

- ⑤ この制度に加入できる従業員は、中小企業の事業主に雇用されている従業員となっており、

個人企業の事業主の配偶者及び法人企業の役員はこの制度への加入はできない。これは、個人企業の事業主の配偶者は、事業主と利益を一つにするものであり従業員とみなされないためである。なお、配偶者以外の同居の親族の者については、常時、同居の親族以外の従業員を雇用し賃金、就業規則等の労働条件が親族以外の従業員の者と同様であれば加入することができる。また、法人企業の役員で、従業員として賃金の支給を受けている等の実態があれば加入することができる(独立行政法人勤労者退職金共済機構 HP 資料から)。